

令和6年度

第2回コミュニティ・スクール運営協議会



令和6年7月25日（木）

浜松市立砂丘小学校 コミュニティルーム

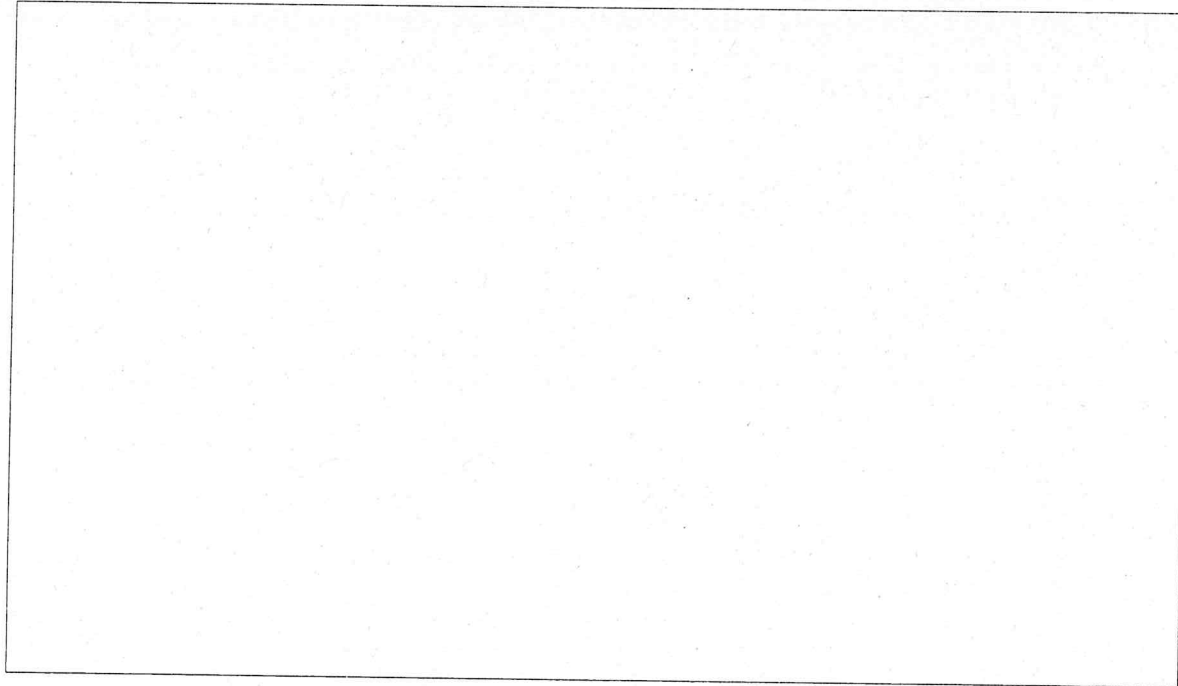
第2回砂丘小学校コミュニティ・スクール運営協議会式次第

司会 運営協議会会長

*開催要件（過半数の出席）確認

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 議長の選出
- 4 前回議事録確認
- 5 熟議
 - ①特色ある学校づくり～砂丘小の魅力と課題
 - ②総合的な学習のカリキュラムについて
- 6 報告（学校支援コーディネーターから活動報告）
- 7 連絡

メモ



* 次回の学校運営協議会は、10月24日（木）14：00～です。

第2回 学校運営協議会出席者名簿

学校運営協議会委員

委員	西尾 進治
委員	高島 大輔
委員	鈴木 康介
委員	小林 あけみ
委員	岡本 千香
委員	中村 和夫
委員	川嶋 利博
委員	宗重 益子
委員	鈴木 ふじ子
委員	高野 朋子

オブザーバー

白脇協働センター	斉田 剛志
----------	-------

学校支援コーディネーター

高須 奈津子

学校

校長	長瀬 千晶
教頭	櫻井 利幸
教務主任	窪野 信洋
教諭	兼子 貴志
教諭	渥美 翔也
教諭	高野 友
教諭	藤田 昌代
養護教諭	勝又 春奈
CSディレクター	越川 真優子

浜松市教育委員会

教育総務課	鈴木 陽子
-------	-------

令和6年度 第1回 砂丘小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年4月25日（木） 14時00分から16時00分まで
- 2 開催場所 砂丘小学校 コミュニティルーム
- 3 出席委員 小林 あけみ、岡本 千香、中村 和夫、川嶋 利博、西尾 進治
宗重 益子、高島 大輔、鈴木 ふじ子、鈴木 康介
- 4 欠席委員 高野 朋子
- 5 オブザーバー 斉田 剛志（白脇協働センター）
- 6 学 校 長瀬 千晶（校長）、櫻井 利幸（教頭）、越川 真優子（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 越川 真優子
- 9 会長の選出及び副会長の指名

司会から、会長の選出について委員に意見を求めたところ、鈴木康委員から高島委員を会長に推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。また、その後、会長に選任された高島委員から、西尾委員を副会長に指名する旨の報告があった。

10 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、西尾委員から会長を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- （1）砂丘小学校運営基本方針について
- （2）いじめ防止基本方針について
- （3）令和5年度CS活動報告と令和6年度活動計画について
- （4）夢育やらまいか事業に対する意見書について

12 会議記録

高島会長から、委員総数10人のうち9人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）砂丘小学校運営基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき学校運営基本方針について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・砂丘小学校が少人数になってきたことから先生方が研修に行かれている。山間部ではどのような実践をしているのか、保護者や地域の方がどのように学校に関わっているのかを知ること重要だと感じる。「海」と「山」で何かを接点として他校との交流をしてみることはどうか。また違った視点で自分の学校を見ることができる。（高島委員）
- ・「一心に学ぶ」ということは、皆の幸福を実現するためという大前提を忘れてはならない。分かっているでもこれはなぜやるのだろう…ということになるため、さらに認識を強くしていかなければならないと感じる。（鈴木康委員）

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) いじめ防止基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき、いじめ防止基本方針について、法律上のいじめの定義が変遷している。一方的、継続的に心身の苦痛を感じることにについて、子どもが辛い思いをしていないか気づくこと、いじめ対策委員会で話し合い、学校が組織で対応していく旨の説明があった。

(3) 令和5年度CS活動報告と令和6年度活動計画について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき、令和5年度CS活動報告と令和6年度活動計画について説明があった。また、学校支援コーディネーターから花壇活動についての報告や計画について説明があった。

(4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき、夢育やらまいか事業に対する意見書(案)について説明があり、全員了解した。

その他報告事項等

会長から次回議長を宗重委員にお願いする旨の発言があった。

教頭から、次回会議は、令和6年7月25日(木)午後2時からコミュニティルームで職員も同席して開催する旨の報告があった。

学校運営協議会 年間計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和6年 4月25日 木曜日 14:00～16:00 コミュニティールーム	熟議テーマ (1)砂丘小学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (2)いじめ防止等のための基本方針について (3)令和5年度CS活動報告と令和6年度活動計画 (3)夢育やらまいか事業に対する意見書について	
2	令和6年 7月25日 木曜日 14:00～16:00 コミュニティールーム	熟議テーマ ☐ 特色ある学校づくり～砂丘小の魅力と課題～ ☐ 総合的な学習の時間のカリキュラムについて	※ 校内研修の一環として、先生方も参加
3	令和6年 10月24日 木曜日 14:00～16:00 コミュニティールーム	熟議テーマ ☐ 改善策への取り組み状況報告 ☐ 学校評価アンケートの項目の検討	学校運営協議会の自己評価表 委員の意見収集⇒学校への提出 締め切り日 12月16日(月) 教頭あて
4	令和7年 2月17日 月曜日 14:00～16:00 コミュニティールーム	熟議テーマ (1)学校関係者評価について (2)次年度学校運営の基本方針について (3)学校運営協議会の自己評価 ☐ 夢育やらまいか事業の報告	★学校評価の自己評価、学校関係者評価は、教育総務課へ提出、学校HPに公表 ★学校運営協議会の自己評価は、学校運営協議会会長から教育総務課へ提出、学校HPに公表 ★夢育やらまいかの報告は、意見書、報告書、決算書を教育総務課へ提出

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。